

# 大村市政だより

## 実弾射撃

陸上自衛隊では3月中の実弾射撃をつぎのとおり行ないます。

実施場所=池田射撃場

実施日程=1日~7日、

9日~28日、30日~31日

■昭和38年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日,10日,20日発行 ■定価1部5円  
■発行所 大村市役所 ■編集人 庶務課長 南野鹿松 ■印刷所 つじ印刷所

## 住民の実態 調査にご協力を

市ではこのたび市民皆さん方に直接関係のあるいろいろの台帳整備を行ない各課の窓口をできるだけ一ところにあつめる

計画を進めています。これは戸籍、住民登録、印鑑、配給、国民健康保険、国民年金福祉年金、塵芥、市税などの台帳が課別にわかれており、多少一致しないことがありますが、諸台帳を整備し、市民皆さんの立場にたつて、その事務をより早く、正確に処理するために行なうものです。そのため、つぎの要領で実態調査を行ないます。

- ① 調査対象 住民登録法の適用をうける市内全世帯
- ② 調査現在日 昭和三十九年三月一日
- ③ 調査の期間 三月上旬

なお、この調査のため担当員が家庭にうかがいますのでご協力をお願いします。

## 市県民税の申告時期です

三月三十一日までに提出しましょう

給与のみの所得者は申告はいりません

例年のとおり市県民税の申告時期となりましたが、本年からは給与のほか所得のない人(給与のみ)の所得者)は申告しなくてもよいことになりました。申告書と申告についての説明書を町務連絡員の方に配付をお願いしてありますので申告について説明書をよく読んで誤りのない申告をしてください。申告期限は三月二十一日までとなっておりますが期限近くなりますと受付が混み合い窓口での

十分な説明などができかねることも心配されますのでできるだけ早く申告されるようお願いいたします。また所得税・個人事業税の申告に係る方は指



## 春の全国火災予防運動

春の全国火災予防運動が2月29日から3月13日まで行なわれます。この期間中に、消防団では防火査察や水利の調査を行なうことにしています。なお、つぎのとおりサイレンを吹鳴します。3月7日~13日までの毎日午後8時に1分間。3月7日には朝8時にも吹鳴します。

## 流質物を公売

公益質屋では三月十八日流質物の公売会を行ないます。

## ご寄付

ありがとうございました

- △諏訪町神田万次郎 五百九十九円四十五円△大村中学
- △諏訪町井上時男 ナシ 生徒会 みかん三十五キ
- 八、五キロ△竹松九電社宅 キャラメル五十二箱△札町
- 石井景子 五百円△萱瀬石 高松玄治 みかん十キ
- 橋某菓子七百グラム アン モチ五キロ△諏訪町下玉利
- マ慰問△本経寺 リンゴ四 正治 みかん十二キロ△福
- 十個香砂口四十個△中央小 重地区婦人会 モチ六十五
- 学校 山口ヨシコ先生ほか キロ 米二十五キロ△諏訪
- 二十名 チリ紙一、石け 町井上時男 パナ二、五
- ん二個、菓子一、六キロ△ キロ△中央婦人会 二千六
- 竹松横田某古本三十冊△本 百円 モチ六十キロ タオ
- 小路岩永サイ電気アンマ機 チリ紙一、雑誌二十冊
- △三城婦人会輝十一枚 前 古着六十五枚△某婦人 菓
- 掛十八枚 まるぼろ一、 子一キロ 清酒二本△松原
- 五キロ△本町徳田正男 み 婦人会 菓子三十袋△松原
- かん二十キロ△杭出津住宅 老人会七山トシ チリ紙三
- 小田ハノ タオル半ダース 十束△松原老人会中嶋某生
- チリ紙五、△県知事佐藤勝 菓子一箱△諏訪布教所 モ
- 也魔法びん二十七個△竹松 チ三キロ△本経寺 モチ七
- 部隊 クリスマスケーキ一 十キロ△水田町子供会 モ
- 個△三浦中学 みかん九キ 千円 生菓子二キロ リン
- △福重日曜学校三十五名 ゴ二キロ△某婦人鶏卵十個

# 監査公表

## 大村市監査公表 第3号

地方自治法 才199条 才3項の規定による定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和39年2月18日

大村市監査委員 林田 安彦  
同 三島 恵吉

1 監査の種類	定期監査
2 監査の対象	萱 瀬出張所 (12月7日)
及び時期	三 浦 " (12月9日)
	鈴 田 " ( " )
	福 重 " (12月10日)
	松 原 " ( " )
	竹 松 " (12月11日)
	西大村 " ( " )
3 監査の結果	

### (1) 概況

本監査においては物品、現金及び施設等の取扱い、管理状況について監査を執行したものであり、その事務処理については、おおむね良好と認められたが、なお細部については検討すべき点もあるので、関係当局においてはは不断的努力を期待するものである。

務を分担執行しており主なる事務の取扱状況は表2のものに示されている。

(2) 現金取扱

事務について

(3) 物品管理について

物品の管理については、おおむね良好な処理がなされているが、次の諸点に検討の要が認められる。

(4) 施設の管理について

施設については、おおむね良好な管理がなされていたが、雨もり個所が三浦出張所一個所、鈴田出張所に三個所あったので善処されたい。また、消火器について鈴田出張所を除き消火液の有効期限が過ぎていたので今後留意されたい。

(表1) 人員配置状況

出張所別 職別	三浦	鈴田	西大村	竹松	萱瀬	福重	松原	計
所 長	1	1	1	1	1	1	1	7
事務吏員	1		1				1	3
雇 員		1	2	2	1	1		7
計	2	2	4	3	2	2	2	17

(5) 電話機について、これを備品として、備品台帳に登録したものがあつたが電話については財産及び管造物条例により財産(電話加入権)として管理されているので善処すること。

(6) 不用品又はき損のため使用に堪えない物品は、物品返納書により現品を収入役又は関係物品出納員に返納するようになっているが、当該物品がそのまま保管されていたものがあつたので処理することをお現品の受渡が不便なものは、収入役の指示を受けて適当な措置を講ずることができるので善処されたい。

(5) 関係諸帳簿について

関係諸帳簿の整理はおおむね良好と認められたが、印鑑証明事務について、当該証明用紙受払簿の様式には、受領及び残数の処理欄がなく、受払が明確でないが、証明用紙には市長公印を捺したものを各出張所長に交付しており、当該証明については事実上、市長が出張所長に代決を命じているものであり、この受払については厳格を期さねばならないものである。

然しながら表2に示すとおり、取扱件数についても市長公印を各出張所に備えた世帯異動関係事務とほとんど同じであり、事務能力の面からも当該証明用市長公印を備えるのが適当と思料される。

(表 2) 出張所別事務取扱状況 (38.4.1~38.11.30)

出張所別		三 浦	鈴 田	西大村	竹 松	萱 瀬	福 重	松 原
区 分								
文 書 收 受 件 数		190	148	184	141	222	164	209
文 書 発 送 件 数		80	110	175	59	180	76	24
戸籍関係諸届 取次件数	出 生	23	19	89	133	14	25	26
	死 亡	6	12	75	25	15	12	20
	婚 姻	5	2	22	18	1	6	16
	その他	2	11	13	6	2	3	7
	計	36	44	199	182	32	46	69
住民登録関係 諸届取次件数	転 入	15	40	1,822	483	42	58	87
	転 出	—	66	1,896	298	—	—	125
	その他	20	48	712	40	17	53	54
	計	35	154	4,430	821	59	111	266
世帯移動届 取次件数	転 入	32	8	685	483	58	76	87
	転 出	52	14	340	380	97	101	163
	計	84	22	1,025	863	155	177	250
畜犬登録取次件数	—	—	12	12	2	3	4	
妊産婦届取次件数	21	30	267	166	23	32	59	
国保被保険者異動取次件数	45	127	370	150	141	160	160	
国保葬祭費請求取次件数	20	8	24	30	11	18	15	
汚物搬出申込件数	—	—	80	120	—	7	5	
印鑑証明件数	91	222	33	374	96	164	204	
戸籍謄抄本交付取次件数	25	21	—	92	30	32	80	
住民登録謄抄本 交付取次件数	20	13	—	130	25	75	80	
現金取扱額	収納額	3,057,854	3,859,839	11,777,608	8,165,401	4,457,237	6,320,000	5,153,238
	支払額	94,832	1,190,578	239,465	11,598,598	2,574,556	1,407,750	1,492,121

(注) 現金取扱額は、出張所長が出納員として収納した市税その他の収入及び資金前渡職員として支払ったほう償金等の額である。

おしらせ O s i r a s e おしらせ O s i r a s e

入居者を募集

市では乾馬場団地才二種簡易耐火構造平家建公営住宅四十戸、県営住宅二十戸の入居者をつぎの要領で公募します。

- 家賃 公・県営住宅共二千百六十円
- 入居者資格 住宅困窮者でつぎの条件をそなえているもの。

(イ) 市内に住所または勤務場所を有し所定の家賃および敷金を支払う能力を有するもの。

(ロ) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。

(ハ) 入居を希望する者の年間総収入(同居親族の収入も合算する)はつぎの額を超えない

一人	三十一万円
二人	三十四万円
三人	三十七万円
四人	四十万円
五人	四十二万七千七百九十一円
六人	四十五万四千四百五十七円

三月六日より三月十三日まで  
 申込場所 市建設課  
 抽せんの日時場所 三月十六日午前九時  
 大村市役所  
 なおくわしいことは建設課へ問い合わせてください。

無縁墳墓を改葬

つぎの墓地が改葬されるので縁故者は三月三十一日までに届け出てください  
 ▼墓地名 願成寺墓地  
 ▼墓地所在 宮崎県延岡市新小路二丁目一五五三の一  
 ▼改葬先 同墓地  
 ▼届出先 宮崎県延岡市新小路二丁目一五五三の一 願成寺住職 佐藤美陣

スポーツ教室を開設

三月五日まで受付

教育委員会では、陸上競技協会と共催で、スポーツ教室を開設いたします。  
 対象 市内青少年(男女) 中、高生も可  
 受講ご希望の方は、社会教育課(T E L 2 4 5 7)へ  
 三月五日までに、お申し込みください。  
 陸上競技教室  
 コース (1)短距離コース (2)フィリドコース (3)長距離コース  
 単位時間数 各コース共二十時間  
 講師には県陸協、市陸協それぞれ専門の先生方に、初歩から指導していただきますので、初めての方でも結構です。  
 ※三日は耳の健康管理 ※三日は耳のふくんでいきます。

計量器の定期検査

計量器の定期検査が今年もつぎの日程で行なわれます。  
 この定期検査の対象には商店などで商取引に使われる計量器はほとんど該当しますが、次に該当するものは検査を受ける必要はありません。  
 △対象から外すもの  
 ①畳屋、ガラス屋、大工  
 石工、建具屋、家具屋  
 和洋服仕立屋、靴屋の  
 用いる長さ計

- ②風呂屋の体重測定用のはかり
- ③農家の使用しているはかり、ます(試しはかり)
- ④郵便物等の試しはかり
- ⑤当該計量の結果が、上級官庁への報告、統計資料の作成に利用される程度にとどまる場合の計量に用いるもの

計量器定期検査日程表

地区別	日程	受付時間	検査場所
西大村地区	3月11日	10時~3時	西大村出張所
"	" 12日	"	"
竹松地区	" 13日	"	竹松出張所
福重地区	" 14日	"	福重出張所
松原地区	" 16日	"	松原出張所
萱瀨地区	" 17日	10時~12時	萱瀨出張所
"	"	1時~3時	萱瀨第一農協

地図改定の測  
 通信地図を改定するためつぎの地域を三月下旬ごろ、測量されます。  
 実施される地域、並松郷の一部、乾馬場郷・諏訪郷・武部郷の一部、松山郷・杭出津郷・水主町・西本町・東本町・玖島郷の一部、久原郷の一部。

キチン・チキン

三月に入ると日ざしがしだいに春めき、昼夜の気温にもぐつと差がつきはじめます。  
 昼と朝夕、日なたと日陰の子どものきもの調節をまめにし、カゼを引かないように。  
 食 ※三月、四月は一年中でいちばん卵の安いときです。  
 卵は良質の蛋白質、ビタ